

# 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

## 実施方針

令和7年12月

東埼玉資源環境組合

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第 1 章 事業の目的・基本方針                         | 1  |
| 1. 目的                                    | 1  |
| 2. 基本方針                                  | 1  |
| 第 2 章 計画概要                               | 2  |
| 1. 事業概要                                  | 2  |
| 第 3 章 事業者の募集及び選定に関する事項                   | 4  |
| 1. 事業者の募集及び選定                            | 4  |
| 2. 事業者の選定手順                              | 4  |
| 3. 優先交渉権者決定の方法                           | 5  |
| 4. 提出書類の概要                               | 5  |
| 5. 応募者の参加資格要件等                           | 6  |
| 第 4 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項   | 9  |
| 1. 事業者の責任の明確化に関する事項                      | 9  |
| 2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項                    | 9  |
| 第 5 章 契約等の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項           | 11 |
| 1. 関係者協議会の設置                             | 11 |
| 2. 管轄裁判所の指定                              | 11 |
| 第 6 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項         | 12 |
| 1. 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置              | 12 |
| 2. 本事業の継続が困難となった場合の措置                    | 12 |
| 第 7 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項    | 13 |
| 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項                     | 13 |
| 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項                     | 13 |
| 3. その他の措置及び支援に関する事項                      | 13 |
| 第 8 章 その他事業の実施に関し必要な事項                   | 14 |
| 1. 書類作成に係る費用                             | 14 |
| 2. 実施方針の公表に関する事項                         | 14 |
| 3. 今後のスケジュール                             | 15 |
| 4. その他                                   | 15 |
| 添付資料等                                    | 16 |
| 様式 1 意見・質問書                              |    |
| 別紙 1 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業における業務範囲 |    |
| 別紙 2 リスク分担表                              |    |
| 別紙 3 用語の定義                               |    |

## 第1章 事業の目的・基本方針

### 1. 目的

東埼玉資源環境組合（以下「本組合」という。）が設置している第一工場ごみ処理施設（以下「第一工場」という。）及び第二工場ごみ処理施設は、埼玉県東南部地域 5 市 1 町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町（以下「構成市町」という。)) から排出される可燃ごみの処理を担ってきた。そのうち、第一工場については、平成 7 年（1995 年）に稼働し、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）までの 4 か年で、令和 15 年度（2033 年度）までを稼働目標年度とした基幹設備大規模改修工事を実施した。

令和 16 年度（2034 年度）以降も、安全かつ安定的なごみ処理を行うため、建替えや施設の更新などについて検討を重ね、ごみ処理を継続しながら、既存の建築物を活用して、プラント施設を更新する方針とした。

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業は、施設の稼働と並行したプラント設備の更新について、民間事業者（以下「事業者」という。）の有する技術や能力を活用し、建屋内部の機械や電気、建築設備などを、効果的かつ効率的に設計及び建設することを目的とするものである。

### 2. 基本方針

#### (1) 基本的な考え方

- ① 既設建屋を流用し、建屋内部の機械設備等を撤去・更新するものとする。
- ② 1～4 号炉については、それぞれ稼働させつつ 1 炉ずつ更新工事を行うものとする。
- ③ 1・2・4 号炉、1 号蒸気タービンの更新工事は既設の蒸気条件で性能試験を行い、3 号炉、2 号蒸気タービンの更新時は、全ての設備を当初予定する蒸気条件へ変更し、性能試験を行うものとする。
- ④ 省エネルギー化に留意し、発電効率を確保しつつ安定的な処理ができる施設とする。
- ⑤ 飛灰は飛灰処理設備にて処理する。
- ⑥ 環境基準を遵守したものとする。
- ⑦ 安全かつ効率的なシステムとする。

#### (2) 計画設計方針

- ① 排ガス処理設備は、有害物質を効率よく捕集できるシステムとする。
- ② 自動化については、安全管理、効率的運転、発電・公害防止設備とのリンクによる燃焼制御を目指し、積極的な自動化を図るものとする。
- ③ ごみ質の変化に対応できるものとする。

#### (3) VE (Value Engineering) 提案

- ① 施設計画にあたっては事業者より VE 提案を求めるものとする。
- ② VE 提案にあたっては、機器仕様や構成機器に関する VE 提案に加え、既設機器の現地確認を行い、継続利用が可能であると思われるものの再利用なども含め、各種 VE 提案を行うこと。

## 第2章 計画概要

### 1. 事業概要

#### 1.1 事業名称

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

#### 1.2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

##### (1) 名称

第一工場ごみ処理施設

##### (2) 場所及び用地面積（事業実施区域）

埼玉県越谷市増林三丁目2番地1 約25,000m<sup>2</sup>

##### (3) 種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

##### (4) 施設規模

焼却処理施設 720t/日（180t/日×4炉）

#### 1.3 事業方式

本事業は、事業者が施設の設計及び施工を行うDB（Design-Build）方式とする。

#### 1.4 本事業の業務内容

本事業において事業者が実施する主な業務を次の(1)から(3)までに示す。

##### (1) 第一工場の設計に関する業務

- ① 第一工場の設計
- ② 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 本組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本組合が行うその他許認可申請支援

##### (2) 第一工場の建設に関する業務

- ① 第一工場の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む）等

##### (3) 第一工場の解体に関する業務

- ① 第一工場のプラント機械設備（焼却処理施設、灰溶融施設）の解体撤去
- ② 第一工場の建築設備（建築電気設備、建築機械設備）の解体撤去

#### 1.5 事業期間

本事業は、本事業の実施に関する契約の締結日（令和8年12月予定）から令和20年3月末までの約11年間を事業期間とする。

#### 1.6 対価の支払

本組合は、本事業の実施の対価について、本事業の実施に関する契約に従い、事業者に対して本事業における施設整備業務の実施の対価（以下「施設整備費」という。）を支払う。支払方法の詳細については募集公告時に募集要項にて提示する。

#### 1.7 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条件等を遵守するものとする。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1. 事業者の募集及び選定

本組合は、本事業への参画を希望する事業者を公募し、公平性及び透明性の確保並びに事業者の技術的能力の活用を図る観点から、公募型プロポーザル方式により選定することを予定している。

#### 2. 事業者の選定手順

本組合は、次の手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程及び工事予定価格については、募集公告時に示す。

##### 2.1 募集公告

本組合は、事業者の選定等を行うにあたり、公式ホームページへの掲載により公表する。

##### 2.2 質問受付

本組合は、募集要項等の内容に関する質問を受け付ける。

##### 2.3 質問回答の公表

本組合は、2.2による質問及びこれに対する回答を公式ホームページへの掲載により公表する。

##### 2.4 参加資格確認申込み

本事業の応募に参加を希望する事業者（以下「応募希望者」という。）は、募集要項の定めるところにより、参加資格確認に必要な書類を提出するものとする。

##### 2.5 参加資格確認結果の通知

本組合は、参加資格確認書類を提出した入札希望者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果を当該応募希望者に通知する。参加資格があると認められた応募希望者（以下「応募者」という。）は、以後の手續において本事業の実施に関する提案等を示した事業者提案書（以下「提案書」という。）を提出することができるものとする。

##### 2.6 応募者ヒアリング

本組合は、応募者を対象として、当該応募者の特性を生かした提案の検討を支援するために、必要に応じて募集要項等の内容に関して応募者別に個別の質問回答を行う応募者ヒアリングを実施する。応募者ヒアリングの詳細については、募集公告時に示す。

##### 2.7 提案書の提出

応募者は、募集要項の定めるところにより、提案書を提出するものとする。

##### 2.8 提案内容ヒアリング

本組合は、提案書を提出した応募者を対象として、提案書の内容についてヒアリングを実施する。

## 2.9 優先交渉権者の決定及び公表

本組合は、応募者から提出された提案書の内容を評価し、本組合に最も有利な提案をした応募者を選定し、優先交渉権者として決定するとともに、公式ホームページへの掲載により公表する。

## 3. 優先交渉権者決定の方法

### 3.1 選定委員会の設置

本組合は、優先交渉権者を決定するにあたり、「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業工事事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者から提出された提案書の内容を評価するための基準等に係る調査選定を諮問し、本組合は選定委員会の調査選定結果を受けて優先交渉権者を選定する。

### 3.2 事業者選定基準の概要

応募者から提出された提案書の内容については、価格要素と非価格要素それぞれの評価を行う予定である。具体的な事業者選定基準については、募集公告時に示す。

## 4. 提出書類の概要

### 4.1 提出書類の内容

参加資格確認書類として、応募者を構成する事業者に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定している。

提案書としては、次の①から④までに掲げる事項を主な内容として含む資料の提出を求めることを予定している。

- ① 施設性能基準
- ② 施設整備計画
- ③ 非価格要素に関する提案
- ④ 提案価格書

### 4.2 提出書類の取扱い

#### (1) 著作権等

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。

ただし、公表、その他本組合が本事業に関して必要と認める範囲において、本組合は、これを無償で使用することができるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の技術資料の評価の目的以外に利用しないものとする。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。

なお、提出を受けた書類は、返却しないこととする。

## (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

## (3) 資料の公開

本組合は、優先交渉権者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提案書（選定に至らなかった応募者からの提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該応募者と協議することとする。

## 5. 応募者の参加資格要件等

応募者は、次の 5.1 に掲げる構成等とし、5.2 に掲げる資格要件を全て満たしていること。  
なお、参加資格確認基準日（以下「基準日」という。）は、募集公告日とする。

### 5.1 応募者の構成等

- ① 応募者は、本事業を実施する事業者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）とすること。
- ② 応募者は、応募にあたり、構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ 応募者は、構成員の中からプラントの設計及び建設を担当する企業を、応募者を代表する構成員（以下「代表企業」という。）として定めること。なお、当該代表企業が入札手続を実施するとともに、事業期間にわたり適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築する役割及び義務を負うものとする。
- ④ 代表企業及び構成員の変更は原則として認めない。
- ⑤ 構成員が、他の応募者における構成員ではないこと。
- ⑥ 構成員と、会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

### 5.2 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ② 本組合において入札参加資格停止期間中でないこと及び構成市町において同等の処分を受けていないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定によ

り更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき（経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）をいう。）にないこと。

- ④ 直近営業年度における法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 本組合が本事業に関する検討を委託した株式会社日建設と資本的關係又は人的關係がないこと。なお、資本關係又は人的關係があるとは、次に該当する場合をいう。

(A) 資本的關係

次の A または B に該当する二者の場合。ただし、A について子会社又は B について子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

- A 親会社と子会社の關係にある場合
- B 親会社を同じくする子会社同士の關係にある場合

(B) 人的關係

次の A 又は B に該当する二者の場合。ただし、A については、会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

- A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- B 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(C) その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

その他、(A)又は(B)と同等とみなし得る資本的關係又は人的關係が認められる場合

- ⑥ 建築物の設計業務を実施する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ⑦ 建築物の設計業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の設計を担当した実績があること。
- ⑧ 建築物の建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて、最新の経営事項審査の結果による建築一式の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- ⑨ 建築物の建設業務を実施する企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ⑩ 建築物の建設業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の建設を担当した実績があること。  
プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、建設業法第 3 条第 6 項に規定する清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ⑪ プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、電子調達サービスにおいて焼却設備の業務で順位付けがあり、最新の経営事項審査の結果による清掃施設工事業の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- ⑫ 基準日において、プラントの設計業務及び建設業務を実施する企業は、以下の条件を全て満たす地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設の元請の実績（共同企業

体としての実績は出資比率 20%以上のもの) があること。

(A) 1 炉当たり 100t/日以上、2 炉構成以上の施設規模で発電設備を有すること。

(B) A を満足する施設で 2010 年 4 月から基準日までに稼働開始していること。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 事業者の責任の明確化に関する事項

#### 1.1 責任分担の基本的考え方

本組合と事業者とは、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉で、かつ、質の高いサービスの供給を目指すものとする。

#### 1.2 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、本事業の実施に関する契約に示す契約条件等によるものとする。ただし、本組合は、想定されるリスクに対する責任分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見等があった場合には、必要に応じてリスクに対する責任分担の変更等を行うことができるものとする。

なお、想定されるリスクに対する責任分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスクに対する責任分担を変更した場合は当該回答の内容を本事業の実施に関する契約に反映するものとする。

#### 1.3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本組合又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや、本組合並びに事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、本事業の実施に関する契約に示す契約条件等のおりとする。

### 2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

#### 2.1 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、優先交渉権者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、本組合は施設整備費の100分の5に相当する額を違約金として徴収できるものとする。

#### 2.2 契約保証金の納付等

本組合は、施設整備業務の履行を確保するため、次の①から④までのいずれかに掲げる保証を求めることを予定している。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額の10分の1以上とする。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証
- ④ 契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

## 2.3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

### (1) 監視（モニタリング）の方法等

本組合は、事業者が事業契約に基づいて本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者における業務の履行状況を定期的に監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

### (2) 改善要求、支払の減額等

本組合は、事業者の帰責事由により要求水準が達成されないことが明らかになった場合は、事業者に業務方法の改善、当該業務を実施する者の変更等、要求水準未達の部分に係る修補を求めるとともに違約金を請求することができるものとする。

## 2.4 業務の履行の検査等

### (1) 施設整備業務の既済部分等の検査

本組合は、施設整備期間中の各年度末に、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する検査を行い、その出来高に応じて施設整備費を支払う。

本組合は、検査の結果、施設整備業務の既済部分等が要求水準書に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費を支払うものとする。

### (2) 第一工場の完成検査

本組合は、第一工場の引き渡しを受ける前に、本組合工事検査規則に規定する検査を行う。

本組合は、検査の結果、第一工場が要求水準書に定めた条件に適合しない場合は、事業者に修補を求め、検査の合格をもって施設整備費の残額を支払うものとする。

## 第5章 契約等の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1. 関係者協議会の設置

本組合が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書並びに本組合と事業者との間で締結された契約等の解釈に疑義が生じた場合は、本組合と事業者又は代表企業が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

このため、本組合と事業者は、本事業の実施に関する契約の締結後に契約締結当事者が参画する関係者協議会を設置するものとする。

### 2. 管轄裁判所の指定

本事業の実施に関する契約に係る紛争については、本組合の事務所の所在地を管轄する裁判所を、合意による専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約に定める事由ごとに本組合又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

### 2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合、又は公共サービスの提供に重大な遅延等が懸念されるような場合は、契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3. その他の措置及び支援に関する事項

本組合は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本組合は事業者との協議により対応を検討することとする。

## 第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1. 書類作成に係る費用

質問等の書類、参加資格確認資料、提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に係る費用は、応募希望者及び応募者の負担とする。

### 2. 実施方針の公表に関する事項

#### 2.1 担当部局

東埼玉資源環境組合 計画課 建設準備室

郵便番号 〒343-0011

住所 埼玉県越谷市増林三丁目2番地1

電話番号・FAX 048-967-5529・048-965-6569

メールアドレス kensetsu001@reuse.or.jp

公式ホームページ <https://www.reuse.or.jp/>

#### 2.2 質問、意見等の受付及び回答の公表

実施方針に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。

##### (1) 受付期間

令和7年12月8日（月曜日）から令和8年2月6日（金曜日）正午までとする。

##### (2) 提出先

2.1に同じ。

##### (3) 提出方法

実施方針に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、意見・質問書（様式1）に記入し、電子メールにより送信すること。なお、様式1は、Microsoft Word（Word 2024）に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとすること。

##### (4) 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本組合が受領メールを返信する。

受領メールがない場合は、質問・意見が提出されていないものとして取り扱うものとする。

##### (5) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に公式ホームページへの掲載により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話及び対面等での直接回答は行わない。また、実施方針に直接関係する質問についてのみ原則回答する。

##### (6) 回答公表予定日

令和8年2月20日（金曜日）

## 2.3 その他

本組合は、事業者等からの意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことができるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、公式ホームページへの掲載により速やかに公表する。

## 3. 今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールは次のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

|          |               |
|----------|---------------|
| 令和8年4月頃  | 募集公告          |
| 令和8年5月頃  | 参加資格確認資料受付期限  |
| 令和8年6月頃  | 応募者ヒアリング      |
| 令和8年8月頃  | 提案書の提出        |
| 令和8年10月頃 | 提案内容ヒアリング     |
| 令和8年10月頃 | 優先交渉権者の決定及び公表 |
| 令和8年11月頃 | 仮契約締結         |
| 令和8年12月頃 | 本契約締結         |

## 4. その他

### 4.1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、公式ホームページを通じて適宜行う。

### 4.2 問い合わせ先

2.1 に同じとする。

なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

## 添付資料等

本実施方針の添付書類は次のとおりである。

様式 1 意見・質問書

別紙 1 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業における業務範囲

別紙 2 リスク分担表

別紙 3 用語の定義

別紙1 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業における業務範囲

| 業務区分            | 業務項目    | 業務内容                     | 業務範囲             |     | 備考  |  |
|-----------------|---------|--------------------------|------------------|-----|---|--|
|                 |         |                          | 組合               | 事業者 |   |  |
| 施設整備業務          | 事前調査    | 地盤調査                     |                  | ○   |   |  |
|                 |         | テレビ受信障害調査                |                  | ○   |   |  |
|                 | 設計      | 官庁等との協議・手続き              |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 基本設計、実施設計                |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 設計段階での許認可手続き             |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 設計段階での周辺住民説明             | ○                | ○   | 説明は組合及び事業者が行う。<br>説明資料作成は事業者が行う。              |  |
|                 |         | 設計監理                     | ○                | ○   |   |  |
|                 | 建設      | 既存インフラ盛替等整備              |                  | ○   | 必要に応じて実施。                                     |  |
|                 |         | 施工前許認可手続き                |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 施工時の周辺住民説明               | ○                | ○   | 説明は組合及び事業者が行う。<br>説明資料作成は事業者が行う。              |  |
|                 |         | 安全衛生管理                   |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 環境保全                     |                  | ○   | 工事期間中の環境モニタリング設備を含む。                          |  |
|                 |         | 工事に必要な仮設物設置              |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 工事監理者の仮設事務所等             |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 地中埋設物・樹木等の撤去             | ○                | ○   | 予期せぬ地中障害物等は別途協議を行う。                           |  |
|                 |         | 建設発生土の処分                 |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 工事に伴う損傷等の復旧              |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 環境影響評価事後調査（工事中）の実施、報告    |                  | ○   | 事業実施区域内外の調査は事業者が行う。<br>環境影響評価事後調査（供用時）は組合が行う。 |  |
|                 |         | 施工図等の作成                  |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 工事積算内訳書の作成               |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 交付金の申請                   | ○                | ○   | 事業者は申請手続きに関する協力を行う。                           |  |
|                 |         | 完成図書の作成                  |                  | ○   |   |  |
|                 | 施工監理    | ○                        | ○                |     |   |  |
|                 | 試運転・引渡し | 試運転等の事前準備                |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 試運転・運転指導                 |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 試運転に伴う用役費                |                  | ○   |   |  |
|                 |         | 負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用 | ○                |     |   |  |
|                 |         | 試運転により発生する焼却残さの処分に要する費用  | ○                |     |   |  |
|                 |         | 試運転により発生する電力の売電収入        | ○                |     |   |  |
|                 |         | 施設運営マニュアル作成              |                  | ○   |   |  |
|                 | 解体業務    | 解体                       | ダイオキシン類・アスベスト等調査 |     | ○   |  |
|                 |         |                          | 仮設工事             |     | ○   |  |
|                 |         |                          | ダイオキシン類対策仮設工事    |     | ○   |  |
| 除染工事            |         |                          |                  | ○   |   |  |
| 汚染物除去等の確認       |         |                          |                  | ○   |   |  |
| 設備類の解体          |         |                          |                  | ○   |   |  |
| アスベスト含有建材の解体撤去  |         |                          |                  | ○   |   |  |
| 廃棄物処理           |         |                          |                  | ○   |   |  |
| 汚染が確認された場合の対応工事 |         |                          |                  | ○   | 事業者が対応工事は実施し、組合にて別途支払う。                       |  |

別紙2 リスク分担表

| 期間   | リスク項目            |  | 概要   | 分担                                    |     |   |
|------|------------------|--|--|---------------------------------------|-----|---|
|      |                  |  |  | 組合                                    | 事業者 |   |
| 共通   | 契約               |  | 事業者との契約不調、または契約手続きの遅延リスク<br>(契約当事者の双方がそれぞれで発生したリスクを負担)                     | ○                                     | ○   |   |
|      | 制度関連             | 制度・法令変更  | 関係法令・許認可の変更等に係るリスク   | ○                                     |     |   |
|      |                  | 税制変更   | 事業者の利益に課せられる税制度の変更(例:法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク                                 |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | これら以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク   | ○                                     |     |   |
|      |                  | 政治   | 首長交代、政策方針の転換、議会承認、財政破綻、許認可の取得、遅延等に係る操業中止に伴うリスク                             | ○                                     |     |   |
|      |                  | 許認可取得  | 事業者が取得すべき許認可の遅延リスク   |                                       | ○   |   |
|      | 補助金等             | 事業者の事由で予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク |  |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | その他の事由で予定していた補助金額等が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク                     | ○                                     |     |   |
|      |                  | 社会環境   | 住民対応   | 事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク             |     | ○ |
|      |                  |  | 住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク                                    | ○                                     |     |   |
|      |                  | 第三者賠償  | 事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク                                      |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク                                    | ○                                     |     |   |
|      |                  | 環境保全   | 事業者が実施する業務に起因する、周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク                               |                                       | ○   |   |
|      |                  | 物価変動   |  | インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)      |     | ○ |
|      |                  |  |  | インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分) | ○   |   |
|      | 不可抗力             |  | 組合及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより事業の実施が不可能となるリスク | ○                                     |     |   |
|      |                  |  | 組合及び事業者の行為とは無関係に外部から障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものにより遅延が発生するリスク*     | ○                                     | ○   |   |
|      | 債務不履行            |  | 事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク   |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 組合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク  | ○                                     |     |   |
| 設計段階 | 測量・調査の不備         |  | 事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク                              |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク                               | ○                                     |     |   |
|      | 基本・実施設計変更        |  | 事象者の基本・実施設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク                                       |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 組合の提示条件、指示の不備、組合の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク                                      | ○                                     |     |   |
|      | 建設着工遅延           |  | 事業者の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク   |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 組合の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク  | ○                                     |     |   |
| 建設段階 | 用地不備             |  | 用地確保の遅延リスクや用地における地中障害物やその他予見できない事項に関するコスト増大リスク                             | ○                                     |     |   |
|      | 工事遅延             |  | 事業者の事由による資材調達、工程管理等に係る工事遅延によるコスト増大リスク                                      |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 組合の指示等の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク  | ○                                     |     |   |
|      | 工事費増大            |  | 事業者の事由による工事費等の増大リスク  |                                       | ○   |   |
|      |                  |  | 組合の提示条件不備及び指示等の事由による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク                                | ○                                     |     |   |
|      | 試運転・引渡性能試験での性能未達 |  | 試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク                          |                                       | ○   |   |
|      |                  | 試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の組合の事由によるコスト増大、遅延リスク               | ○  |                                       |     |   |

\*一定程度までのリスクは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

### 別紙3 用語の定義

「東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業 実施方針」において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「応募希望者」とは、本事業に参加を希望する民間事業者で構成される者（単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ）のことをいう。
- 2 「応募者」とは、本事業の入札参加資格があると認められた応募希望者のことをいう。
- 3 「公式ホームページ」とは、本事業に係る本組合の公式ホームページをいう。
- 4 「構成員」とは、入札参加者を構成する企業のうち、企業グループを構成する企業をいう。
- 5 「構成市町」とは、埼玉県東南部地域5市1町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）をいう。
- 6 「事業者」とは、本事業の施設整備業務を実施する民間事業者のことをいう。
- 7 「事業者提案書」とは、本事業に関する募集手続において事業者が組合に提出する本事業の実施に関する提案書類一式（募集手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 8 「第一工場」とは、本組合が設置している第一工場ごみ処理施設のことをいう。
- 9 「第二工場」とは、本組合が設置している第二工場ごみ処理施設のことをいう。
- 10 「代表企業」とは、単独企業の場合は当該企業を指し、企業グループで参加する場合は、構成員を代表して本組合との交渉窓口となる企業をいう。
- 11 「単独企業」とは、本事業に1者単独で参加する企業をいう。
- 12 「不可抗力」とは、本組合及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的または人為的な現象のうち、通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含めないものとする。
- 13 「本組合」とは、東埼玉資源環境組合をいう。
- 14 「本事業」とは、本組合が発注する第一工場ごみ処理施設のプラント更新工事を行う事業のことをいう。
- 15 「要求水準」とは、本組合が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 16 「要求水準書」とは、本事業に関する募集手続において本組合が配布した資料である「第一工場ごみ処理施設のプラント更新事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 17 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案書の総称をいう。